

銚田市の豊かな自然環境の保全と太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）に対する
意見募集（パブリックコメント）結果と意見に対する市の考え方について

令和6年5月22日

1 実施概要及び結果

(1) 実施期間

令和6年3月28日（木）から令和6年4月26日（金）まで

(2) 閲覧方法

市ホームページ、銚田市役所生活環境課、各市民センター総合窓口グループ

(3) 意見提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、市ホームページメールフォームのいずれかで提出

(4) 意見等提出数

3件（1名）

2 意見の概要と市の考え方

	意見の内容	市の考え方
1	(意見・提言) 設置することが前提の条例となっており、事業者が破綻した場合や災害による破損などにどのようにするのか取り決めが無い。	条例案第1条の目的に規定されておりますとおり、本条例は太陽光発電設備の設置を規制するものではなく、太陽光発電設備の適正な設置及び管理を目的とした条例であることをご理解いただきますようお願いいたします。
2	設置する際に、事業者の破綻や災害時のリスク（撤去や復旧）を補償する保険に加入する等を義務化させるべきではないか。 そういった保険が無ければ、一定程度の保証金を預かるなどすべきではないか。	施設の撤去に係る費用については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）において、廃棄等費用の積立てをしなければならないと定められております。

		<p>また、災害時の復旧に係る費用については、令和2年4月から、再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、出力10kW以上の太陽光発電設備について、災害等による修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加することが努力義務となっております。</p>
3	<p>特に太陽光発電所に隣接する農地においては周辺の環境が大きく変わるわけで、不安しかない。ましてや破綻や災害時に放置されたまま捨て置かれるなどを考えた場合、行政による何らかの対応が求められる。従って行政が迅速に対応することが可能になるよう、事業者の破綻と、災害時の破損についてもどのようにするか条例に組み入れるべきではないか。</p>	<p>本条例において、周辺地域の住民等に対して十分な説明を義務付けているとともに、災害時や廃止後の措置を含めた適正な維持管理に関して事業者と協定書の締結を努力義務としています。また、事業者の地位の継承や事業を廃止する際には、速やかに届出や設備の撤去をしなければならないと定めておりますので、原案のとおりといたします。</p>